

知っていますか 6色の虹の由来

全国各地で開催されるプライドパレードで虹色の旗（レインボーフラッグ）をよく見かけます

日本で虹色というと7色ですがよく見てみると6色で構成されていますね



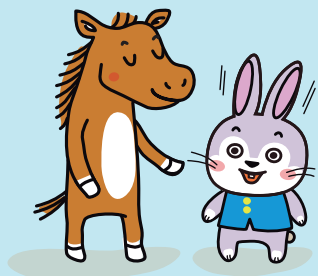
レインボーフラッグが使用された当初は8色でしたが、シンボルとしての認識が広まったことから次第に大量生産が可能な6色となったということです

多様性を象徴するレインボーフラッグがもっと広がるといいですね

司法書士ってなんですか

司法書士は“身近な暮らしの中の法律家”です
不動産を取得した時や、会社を設立した時などに行う登記の代理、裁判所に提出する書類の作成、簡易裁判所における訴額140万円以下の訴訟、判断能力の低下した人の成年後見人などの業務を行っています

セクシュアル・マイノリティの方が老後も安心して暮らしていくための法的支援も積極的に行っています



日本司法書士会連合会
東京都新宿区四谷本塩町4番37号
TEL03-3359-4171 FAX03-3359-4175

司法書士と かんがえる 5つのそなえ

お世話になった人に
財産をのこしたい

同性婚に代わる
制度はありますか

老後のお金の管理を
信頼できる人に
たのみたい



日本司法書士会連合会





老後をささえる 5つのそなえ

パートナーシップ 合意契約書

二人がパートナーとして生活していくにあたっての約束事や、緊急時の医療行為に関する権限を定めておくための契約です

1

医療同意の委任

病気や事故で手術が必要になった際、その手術の同意を自らできない時に備えて、同意の権限を信頼できる人をお願いしておくものです

2

任意後見契約

認知症のほか、ケガや病気で判断能力が下がってしまった時にそなえて、財産の管理や介護のことを、信頼できる人をお願いするための契約です

3

遺言書

自分の預金や不動産などの財産を、亡くなった際に誰に譲るかを決めておく書面です

4

死後事務委任契約

自分が亡くなった後、葬儀や納骨、各種ライフラインの契約を解除する手続きを信頼できる人をお願いしておくための契約です

5



そなえを作成していないと...

判断能力
の低下

死亡

パートナーシップ証明を行っていない自治体では、他に二人の関係を証明するものがなく、万が一の時に他人として扱われてしまう可能性があります

他人が手術の同意をすることはできないため、親族が手術の同意をすることになります

判断能力が下がってしまうと、自分自身では銀行などでの手続きを行うことができなくなります

自分名義の不動産にパートナーと同居していた場合は、パートナーが家を出ていかなければならなくなる恐れがあります

他人が契約を解除することはできないため、親族が各種の手続きをすることになります

